

山形県環境影響評価審査会の傍聴を希望される方へ

本会議の傍聴を希望する方は、事前に下記担当に連絡いただくとともに、次に定める手続きに従って傍聴してください。

【お問い合わせ先】

山形県庁環境エネルギー一部みどり自然課 環境影響評価担当

住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号：023-630-3174

ファックス番号：023-625-7991

1 傍聴の可否

山形県環境影響評価審査会の会議は、下記に該当する場合を除き、原則として傍聴することができますが、審査会が開催当日非公開とする決定をした事項について、傍聴できない場合があります。

<非公開及び一部非公開となる場合>

- (1) 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第6条第1項各号に規定する不開示情報のいずれかに該当する情報に関し審議を行う場合。
- (2) 会議を公開することにより、貴重な動植物の生息又は生育場所が特定され、密猟・盗掘・乱獲等を招く恐れがあると認められる場合。
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合。

2 傍聴定員

傍聴席は、一般席及び報道関係者席となります。

一般席の定員は10名で、定員を上回った場合は抽選により決定します。

3 傍聴手続き

- (1) 傍聴を希望する方は、開会予定時刻の20分前までに受付で住所、氏名を記入してください。係員が入室の案内をするまでお待ちください。
- (2) 開会予定時刻の20分前の時点で、傍聴希望者が定員を超えた場合、抽選を行います。
- (3) 開会予定時刻の20分前以降にお越しの方については、定員まで余裕がある場合に限り、先着順に受付を行います。受付後は、係員が入室の案内をするまでお待ちください。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が「5 傍聴にあたり守っていただく事項」に違反した場合は、山形県環境影響評価審査会長が制止します。命令に従わない場合は退場していただきます。

5 傍聴にあたり守っていただく事項

(1) 傍聴席では、以下の事項を守って、議事の妨害とならないよう静かに傍聴してください。

ア 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

イ 雑談し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと

ウ 飲食又は喫煙をしないこと

エ みだりに席を離れないこと

オ 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと

カ その他議事の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないこと

(2) 傍聴席においての、写真・動画等の撮影又は録音等を行わないこと。

6 注意事項

(1) 次に該当する人は、傍聴席に入ることができません。

ア 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している人

イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している人

ウ はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している人

エ ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している人

オ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している人

カ 酒気を帯びていると認められる人

キ 異様な服装をしている人

ク その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる人

(2) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができません。